

議案参考資料

[令和3年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

黒保根支所

地域振興整備課 産業振興係

議案名

議案第9号 桐生市森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

桐生市森林公園における今後の指定管理者制度の導入に向け、条例中に指定管理者の指定についての規定を加えるものです。

概要

これまで市直営のキャンプ場として運営してきた花見ヶ原森林公園及び利平茶屋森林公園の運営方法について、指定管理者制度の導入を見込み、指定管理者を指定できる旨の規定を加えるものです。

(施行期日：令和3年4月1日)

背景・経過

桐生市森林公園の花見ヶ原森林公園(昭和55年開設)、利平茶屋森林公園(昭和61年開設)は、安全で快適なレクリエーション活動や市民のふれあいの場、交流と憩いの場として開設され、市民の健全な余暇活動に資することを目的として運営されてきた公園です。

両森林公園は、開設から30年以上が経過し老朽化が進む一方、住民ニーズの多様化や各地のキャンプ場新設などにより、利用者が年々減少しております。

それら多様化する住民ニーズ等に効果的、効率的に対応するため、民間の能力やノウハウを活用しつつ、住民サービスの向上と、経費の節減等を図ることを目的に、指定管理制度の導入を可能とするための条例改正を行うものです。